

○議長（吉田敏郎）

日程第4 議案第37号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規定を整備するため、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第37号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によって、感染症の影響により一定程度、収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされました。これを受けまして、4月9日に厚生労働省より事務連絡として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についてが発出されたところでございます。

この事務連絡では、財政支援の対象となる介護保険料の減免措置及びその基準について規定されております。また、介護保険料の減免については、介護保険法第142条の規定に基づき市町村の条例に基づき行うものとされていることから、今回、規定を整備し御提案するものでございます。

今回の介護保険料の減免基準は2点ございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者に係るもので、この場合、保険料全額が減免となります。2点目は、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、その減少額が前年の収入額の10分の3以上、つまり収入が70%以下に減少したということですが、それが、かつ、それ以外の前年所得の合計額が400万円以下であることとございます。この場合は、別に定める計算式により減免額が算定されます。

なお、減免に要する費用につきましては、特別調整交付金による国の財政支援が

行われ、その対象期間は令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある保険料の減免に限られております。

それでは、議案の1ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

附則第9条として新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免規定を新設し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のある保険料について、条例第12条第1項に規定する減免を適用することとしております。

第1号は、先ほどの主たる生計維持者が死亡した場合または重篤な傷病を負った場合、第2号は事業収入等の減少が見込まれる場合の規定となります。

次のページを御覧ください。

第2項は、第12条第2項に規定されております納期限前の減免申請書の提出について、今般の事情に鑑み申請期限の特例規定を設けるものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日に遡り適用いたします。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第37号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。